

オンライン資格確認の運用開始について

当院では、令和5年3月20日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたしました。

運用開始により、患者様の保険証の資格確認がオンラインにて確認が可能となり同意頂いた上で患者様の受診歴、薬事情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができるようになります。また、医療情報・システム基盤整備体制加算が加算されます。



マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に!
初めての医療機関でも、患者様自身の資格情報を控え、今までに受けた受診の履歴が共有でき、より適切な診療が受けられるようになります。
（履歴が共有される医療機関が「マイナ連携医療機関」です）

POINT 02
手続きなしで療養費以上の一時的な支払が不要に!
療養費超過認定等がなくても、療養費超過認定における療養費を繰上支払が免除されます。

このステッカーが目印!

事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)



医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）
従来の保険証で受診した場合 4点
マイナ保険証を利用した場合 2点

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めて参ります。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。